

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の特別措置について

重要 特別措置を申請する者は、本学 Web サイト (本要項掲載ページ) に掲載する「2021 年度中央大学入学試験 新型コロナウイルス感染症に伴う特別措置申請の手引」を必ず確認してください。

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の理由により、統一入試、一般入試(英語外部検定試験換算型を含む)、英語外部検定試験利用入試、大学入学共通テスト利用入試併用方式の受験ができなかった志願者を対象に、学部・試験方式毎に大学入学共通テストの成績を利用した合否判定を行う特別措置を講じます。

特別措置の申請を希望する場合は、必ず期日までに所定の申請手続きを行ってください。なお、期日を過ぎてからの申請は一切受け付けません。また、特別措置の対象となった者については、入学検定料の追加徴収は行いません。

1. 特別措置の対象者

次の①～③のいずれかに該当し、統一入試、一般入試(英語外部検定試験換算型を含む)、英語外部検定試験利用入試、大学入学共通テスト利用入試併用方式における本学の個別試験を欠席した者。

重要 次の①～③のいずれかに該当しない場合は、本特別措置の対象となりません。

- ①志願者本人が新型コロナウイルス感染症に罹患したことが欠席理由であり、その事実を証明する書類(医師の診断書等)を提出できる者。
 - ②志願者本人が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として保健所から隔離の指示を受けたことが欠席理由であり、その事実を本人からの申請に基づき本学が認めた者。
 - ③大学入学共通テストの特例追試験のいずれか(2月13日、2月14日実施)を受験するために、本学商学部の一般入試 B、大学入学共通テスト利用入試併用方式 B の個別試験のいずれか(2月13日実施)または本学経済学部一般入試 I、英語外部検定試験利用入試 I、大学入学共通テスト利用入試併用方式 I の個別試験のいずれか(2月14日実施)を欠席した者。
- (注)本学入学試験は、いずれも出願が成立した入学試験のみ対象です。

2. 特別措置の対象となる大学入学共通テストの科目・配点について

大学入学共通テストの科目・配点を、統一入試および各学部の一般入試(英語外部検定試験換算型を含む)、英語外部検定試験利用入試、大学入学共通テスト利用入試併用方式の科目・配点に読み替えて合否判定を行います。合否判定に使用する大学入学共通テストの科目・配点は、12月中旬(予定)に本学 Web サイト(本要項掲載ページ)にてお知らせします。

3. 申請方法

「1. 特別措置の対象者」の①～③のいずれかに該当し、特別措置を申請する者は、12月中旬(予定)に本学 Web サイト(本要項掲載ページ)に掲載する「2021 年度中央大学入学試験 新型コロナウイルス感染症に伴う特別措置申請の手引」を確認の上、同サイトに掲載する「特別措置申請書」をその他の必要書類とともに、所定の期日までに本学入学センター事務部入試課 新型コロナウイルス感染症特別措置申請受付係宛に送付してください(期限後の申請は一切受け付けません)。なお、特別措置の対象者によって、提出書類が異なりますのでよく確認してください。

4. 入学検定料の返還について

「1. 特別措置の対象者」に該当し、大学入学共通テスト未受験の場合(特別措置において各学部・入試方式が指定する共通テストの指定教科・科目の未受験を含む)、所定の期日までに入学検定料の返還手続きを行った場合に限り、入学検定料を返還します(支払手数料は返還対象外です)。

なお、上記事由に該当する場合であっても所定の期日までに特別措置申請手続きを行う必要があります(期日までに特別措置申請手続きを行ったうえで、所定の期日までに返還手続きを行わなければ、入学検定料は返還しません)。手続きについての詳細は、「2021 年度中央大学入学試験 新型コロナウイルス感染症に伴う特別措置申請の手引」にて確認してください。

【問合せ先および申請書類送付先】

〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1

中央大学 入学センター事務部入試課 新型コロナウイルス感染症特別措置申請受付係

TEL: 042-674-2121 Mail: admissions-grp@g.chuo-u.ac.jp

入
試
概
要

試
験
詳
細

出
願

受
験

新
型
コ
ロ
ナ
ウ
イ
ル
ス
感
染
症
へ
の
対
応
に
つ
い
て

合
格
発
表
入
学
手
続
学
費

そ
の
他